

西欧社会におけるアーカイブズ評価選別論 - ヨーロッパからアメリカ、そして国際社会の視点から

Western Theories of Appraisal

From Europe to America to the Perspective of an International Society

スティーブ・スタッキー (オーストラリア国立公文書館副館長)

Steve Stuckey (Assistant Director-General National Archives of Australia)

カナダのアーキビストであり大学教授でもある
テリー・イーストウッドは1992年の著書の中で次
のように述べている。

「アーキビストにとって、何をアーカイブズ
の評価選別基準とすべきか、という理論的な
質問ほど、答えに窮する質問は他にない。考
え得る限りの思考をめぐらせても、方法論や
実践的な技法を提供するものとして一般的に
公正妥当と認められている評価選別理論はま
だ存在していない。」

アーカイブズの評価選別つまりアーカイブズと
して何を選ぶかが、アーカイブズの理論と実践
的な方法論についてもっとも意見が分かれる問題
の1つであることは間違いない事実である。公文書
館の本質そのものについても、意見が2つに分か
れている。一方の意見では、記録を作成した行政
機関がそれをアーカイブズに移管した時点ではじ
めてアーキビストの役割が開始するという見方を
している。もう一方の意見は、選別プロセスから
積極的に参画することがアーキビストとしての適
切な役割であると主張している。後者の意見を支
持している者の中には、アーカイブズの評価（選
別）がアーキビストにとってもっとも重要な役割
であると主張している者もいる。

本日の講演の目的は、アーカイブズを選別する
最善の方法は何かという質問に対して最終的な解
答を与えることではないが、個人的な所見をいく

つか述べてみようと思う。私としては、この2つ
の意見がそれぞれに強固な支持を得ていることを
認めつつ、双方の立場の主張を紹介したいと考
えている。このような立場の違いは、世界各国で使
用されている様々な用語がそれぞれ異なる意味を
持っているという事実起因するものではない。

ここでは、ヨーロッパ、英国および北米をはじ
めとした西欧社会におけるアーカイブズ論と実践
的な方法論にみられる評価選別への様々なアプロ
ーチについて述べるつもりである。



しかし、アーキビストはとりあえず過去を検証
することから始めるものである。私もまたアーキ
ビストであり、今日我々が置かれている状況を鑑
み、アジアにおける過去の歴史から紐解いていき
たいと思う。アーカイブズの選定について最初の
記録が残っているものの1つに、中国の秦の始皇

帝による決定がある。始皇帝は、紀元前213年に中国全土を統一し、万里の長城の建設を開始した人物である。始皇帝は、皇帝に即位すると、それ以前のあらゆる書物を焼き捨てるよう命令した。すべての歴史が彼から始まるようにするためである。こうした現象は、1789年のフランス革命など歴史を通じて様々な時代に、様々な場所でこれまでも繰り返されてきた伝統である。フランス革命の時にも、政府や有力貴族が保管していた記録が廃棄された。なぜなら、こうした記録に基づいて課税がなされていたからである。こうしたやり方は、現在もなお世界の各地で再現されている。たとえば、クウェート領に侵攻したイラク軍はクウェートの国家アーカイブズの大半を破壊したり、押収したりした。テリー・クックの言葉によると、ユーゴスラビアの場合は、ボスニアの抵抗勢力のみならず、歴史と記憶を破壊する方法として、軍の指揮官がボスニアの公文書館や図書館を意図的に爆撃したのである。

西欧社会におけるアーカイブズ論はすべて、「重要性」または「価値」もしくは「意義」について説明したものである。この理論では、アーカイブズの評価選別方針および実際の評価選別はすべて、「記録の作成者」、「現在もしくは将来の記録の利用者」または「一般社会」のうちいずれか1つの分野からの要請によって決定される、と解説している。

ヨーロッパのアーカイブズ論は、保存記録文書の特徴を基盤にして構築されている。このアーカイブズ論によれば、すべての記録文書には本質的に同等の価値がある。価値を付与するにあたっての評価選別段階で問題は発生しないのである。ヨーロッパのアーカイブズ論は、ローマ法概念に基づいている。同法では、保存記録文書と事実との間の関係（記録は事実である）ならびに国民の信頼の問題（国民は記録を信頼している）に関する原則を適用していた。

ローマ社会における公文書館は、公共の役所（public office）であった。つまり一般国民が公文書館に保存されている記録を閲覧することができたのである。記録は法の支配を支えるものであり、

一部の記録はそのために特別な価値を持つようになった。こうした記録は証拠であった。証拠として必要とされることがなかったその他の記録については、あまり重要な価値を認められなかった。アーカイブズに収蔵された記録は特別なものであり、大切に保存されることになったのである。

こうした考え方が、ヨーロッパのアーカイブズに関する概念の基盤となり、さらにはヨーロッパのアーカイブズ論に関する基礎となっていったのである。当然の成り行きとして、アーカイブズは、真実であり、信憑性があり、有りのままであり、相互に関連性がありかつ他に類のない存在としてみなされるようになった。こうした見解が、「出所原則」と「原秩序尊重の原則」という理念の発展に寄与することになったのである。

ヨーロッパの概念では、公文書館に保存されている文書類にそれぞれ異なる価値を付与することは基本理論と相反するものである、と指摘されている。すべてのアーカイブズは、証拠として偏見のない公正かつ信憑性のある文書であり、真実のみを語っているものである。アーカイブズがそれぞれの関連性において他に類を見ないユニークなものであるという事実に基づき、コレクションが1つのまとまりとして形成されている。したがって、何を保存し、何を保存しないかを第三者が判断することは、コレクション全体の価値に影響を及ぼすことになるのである。

アーカイブズはこのような初期の概念においては、行政もしくは人間の活動が生み出す無意識かつ自然の副産物としてみなされていたのである。もしこうしたアーカイブズが手を加えられることなく、破壊されず探索可能な保管状態で引き続き維持されていたならば、該当するアーカイブズを作成した人間の行為に関する信頼性の高い真正な証拠であると認められたであろう。このように「原秩序尊重」および「記録作成のコンテキスト」が早い段階から理論的にも重視されていたことから、先駆者的なアーキビストたちは、実際に現用文書として使われていた時の配列状態（原秩序）が不明な古い時代の記録を編成し、解説することに専心するようになった。しかし、こうしたアー

カイズ論は、記録の「本質」に関わるものではないが、アーカイブズの評価選別論に直接役立つことはない。評価選別論は、記録の「価値」に関わるものであり、ある記録は重要であると判断され、他の記録はそうでないと判断される理由もしくは原則に関するものである。当然のことながら、記録に真正性もしくは信頼性が欠けており、証拠としての特徴を備えておらず、信頼に足る記録管理制度に基づき保存されていなかった場合、かかる記録の価値は著しく損なわれることになる。おそらく、こうした記録は廃棄されてしまうであろう。これは、首相や大統領の書簡であろうと、新しい文房具を注文するインボイスであろうと、「すべて」の記録について言えることなのである。

ヨーロッパのアーカイブズ論において、アーキビストは偏見のない公明正大な存在とされている。この理念は、20世紀初頭に英国のアーキビストであるヒラリー・ジェンキンソン卿が主張したものである。ジェンキンソンは、いかなる種類の文書であろうとも、それを廃棄するのはアーキビストの役割ではないと強調した。文書を廃棄するということは、アーキビスト本人の個人的判断を押し付けることになる。ジェンキンソンは、どの文書を保存するか、廃棄するかについての判断は、該当する記録を作成した行政機関に委ねるべきである、と主張している。

つまり、アーキビストは公明正大であり続けなければならないのである。こうした原則の理念は、英国ではすでに30年以上も存続しているものであり、1954年にロンドンのグリッグ委員会よって設立された評価選別方式の基礎となった。これは、1877年公記録法の制定以来、英国の公文書館制度について初めて実施された本格的な見直しであった。同方式は、テクノロジーが記録の保存に影響を与えるようになった時に（タイプライター利用の普及および複製文書の活用拡大など）、これに対応して行政業務のなかで同法がどのように機能しているかを検証するために創設された。同方式の創設にあたっては、2度の世界大戦中に作成された公文書の量および行政業務の規模の拡大も考慮された。

1877年公記録法に基づき、どの記録を廃棄する予定に組み入れるかのシステムが作られたが、そのシステムはほとんど利用されることはなく、近代的な記録の作成によるプレッシャーが強まると、衰退の一途をたどり始めた。永久保存すべき記録の選別に関わるグリッグ委員会の提案は、新たな選別システムの確立には多大な貢献をしたが、アーカイブズ評価選別論について影響を与えなかった。

グリッグ委員会による提案は、下記のとおりである。

- すべての担当部署は、現用記録についてすでに指名されている管理責任者とは別に、非現用記録の管理を担当する文書管理責任者を部署ごとに指名しなければならない。
- 非現用記録の管理に関する新たな手続きを策定しなければならない。該当する記録は、「政策、業務管理、法務、財務その他の一般事項に対処するファイル」と「ケースファイル」の2つのカテゴリーに大別される。
- 第1のカテゴリーに属する公文書については、非現用とされてから5年後に各部署の担当者が検証するものとする。各部署にとってもはや利用価値のない公文書は将来見込まれる利用者にとっても利益となる可能性は低い、という原則を踏まえて、該当するファイルが各部署にとって依然として価値がある場合に限り、かかるファイルを保持しなければならない。
- 前項で保持と決められたファイルについては、非現用とされてから25年後に、今度は歴史的な重要性を判断の基準として検証を実施するものとする。この場合も、こうした検証は、通常各部署の担当者が実施することとされていたが、ほとんどの場合は、検証の対象となるファイルが作成された期間に精通している退職した年長の職員が行っていた。
- ケースファイルは、行政機関のファイルの

うち量的に大半を占めているものであるが、もはや必要性がなくなったと判断した後直ちに廃棄されるのが一般的である。おそらく、用をなさなくなってから2、3ヶ月後には廃棄することができる。場合によっては、こうしたファイルからいくつかのサンプルが選別されることもある。シリーズによっては、すべてのファイルが永久保存として選別されることもある。

- 通常、永久保存に選別される記録は、作成してから30年が経過する前に英国国立公文書館（Public Records Office）に移管されなければならない。

この評価選別システムは、英国公共機関業務に適用され、数年前まで一般的に使用されていた。英国国立公文書館は、各行政機関に対して、何が重要であるかを判断するうえでのガイダンスを提供していた。国立公文書館では同ガイダンスについて各行政機関と検討を重ね、一般の利用者グループのメンバーとも相次いで協議を行い、パブリック・コメント募集のため公表した。

この評価選別プロセスでは、個人または各担当部局もしくは政府が決定した何らかの理由さえあれば、歴史的に価値のある多くの記録を廃棄することが可能となっている。これは、同システムの濫用につながりかねない手段であり、企業がどのように管理運営されていたか、あるいは国家がどのように統治されていたかを実証するうえで、該当するアーカイブズの価値を損なう結果にもなりかねない。社会がどのような道をたどってきたかを記録するにはどの記録を保存すべきかの判断を下すのが、社会で強力な権限を有する層であると仮定すると、かかる層に多大な特権が付与されることになる。

こうしたアプローチを用いることによって、アーカイブズ論と評価選別論を混同する可能性も出てくる。アーカイブズ論では、アーキビストが「原秩序尊重」および「記録作成のコンテキスト」の原則を維持しているとみなしており、かかる秩序やコンテキストをくずすことなく、アーカイブ

ズを1つの資料群として保存し、記録の閲覧を可能にしていると考えている。これに対して、評価選別論は選択すること（後で私が解説する予定であるオーストラリアの論文のタイトル）について述べている。評価選別論では、何を保存し、何を廃棄するかを決定する際には第三者が介入すべきであることを認めている。なぜなら、あらゆる文書を保存することは非現実的であるからである（とくに、20世紀になってからは政府機関がより複雑になったため）。

ジェンキンソンやその他のヨーロッパの伝統的なアーキビストたちは、記録をまだ十分に理解していなかったため、アーキビストがアーカイブ選別の役割を担うことを良しとしていなかった。アーキビストは、公明正大であることが求められていたことから、「個人的な判断」を下してはならなかったのである。公文書館そのものも、公平性を確保しなければならなかった。

米国の場合、アーカイブズを巡る事情は異なっていた。政府業務の発達および公文書館が果たす役割についてみても、ヨーロッパや英国が歩んできた歴史と同じではなかった。現在まで残っている政府の記録は、適切な管理を行っていたからではなくむしろ運が良かったから残っていたといえる。1934年には米国国立公文書館が設立され、どのような記録文書を保存する必要があるかを判断する権限を短期間のうちに獲得することになった。

アーカイブズ論とは異なるが、これと密接に関連するものとして記録管理の概念を発展させたのがアメリカ合衆国である。1934年に施行された連邦記録法に基づき、文書を廃棄する場合には、国立公文書館長が適切な助言を行うことが認められたが、1939年には記録処分法（Records Disposal Act）により、連邦議会が開かれていない場合であっても文書類の廃棄を承認する権利が付与されることになった。

1940年に初めて公開された一連の評価選別基準は、国立公文書館の職員であるP・C・ブルックスによって策定された。この基準に基づき、行政

担当者には文書類のコピーを廃棄することが認められるとともに、公文書の価値を評価する以下の3つの基準が示された。

1. 作成した政府機関に対して記録が持っている価値
2. 行政の歴史のための記録の利用
3. 歴史研究に対して記録が持っている価値

まず、最初の基準である「政府機関に対する価値」とは、該当する機関が現在果たしている機能に対する価値のことである。2番目の基準は、行政担当者がこれまでの先例を知る必要性が出てくる可能性に加えて、政府もしくは政府機関が以前はどのように機能を遂行していたのかを研究している者たちにとっても役立つ可能性がある、ということである。行政の歴史を文書化するうえでアーキビストが必要であることも注記されていた。3番目の基準は、前の2つに比べると具体性はかなり低い、個々に重要な意義をもつ文書類というだけではなく、歴史研究にとって広汎な価値があるという意味である。当時ブルックスは、歴史記録の多くは、「個別の文書としてではなく資料群として全体を捉えた時に、ある組織や個人の活動を反映しているか、特別な事象や状況ではなく日常を写し出しているという点で価値を有するものである」と述べている。

ブルックスは、アーキビストは政府機関の担当者と連携して作業にあたり、該当する文書類が作成された時代の観点に立って文書に興味を持ち、担当者と協力してファイリング・スケジュールを策定することが重要である、と述べている。このスケジュールは、行政機関、アーキビストさらにはアーカイブズの利用者にも役立つものである。また、行政機関にとってもはや不要となったか、アーカイブズとして利用しなくなった記録については、計画的に公文書館へ移管するだけではなく、定期的に廃棄することも必要である、と述べている。

国立公文書館によるこうした提言に端を発して、アメリカ国内ではアーカイブズのうち何を保存し、何を廃棄すべきについての論争が繰り返され

られることになった。ある行政機関の記録管理担当者は、どの程度の量の文書を保存するかを決定する際には、それに要する費用も考慮すべきであると指摘している。(おそらく費用の点をはっきりと明言したものとしては初めての言及。) さらにこの担当者は、記録文書を保管するには4つの理由が必要であるとも述べている。

- 政府機関による公的なレファレンス
- 市民の個人的権利の保護
- 研究者による本格的な研究
- 家系調査および地域社会の関心事に対する支援

最初の2つの理由は、後の2つと比較してより多額の公費が認められるとされていた。これらに加えて、記録の今後の有用性を判断する根拠としてさらに3つの理由が下記のとおり提案された。

1. 記録に含まれる情報の分量と特徴
2. 記録の分類整理の利便性
3. 記録の普遍性

また別のアーキビストは、こうした論争を聞いていると「記録の保管という業務は純粋に商業的な観点から行われるべきであり、私たちが日常生活の中で1足の靴を購入するのと同じような役割を果たすべきである」と言っているように思われる、との見方を示している。このアーキビストは、「私たちがアーカイブズを保存するのは、文明国家に生きる人間として、アーカイブズを保存する義務があるからである」との見解を示し、記録の保存に多大な費用を要するとしてもそのことが保存しない理由にはならない、としている。さらに、評価選別に関する厳格な基準、原則および手段を策定すれば、あらゆる記録を同じ方法で評価できるようになるという理由で、評価にあたる者全員の業務効率化が飛躍的に進むと考えるのは誤りである、とも述べている。このように厳格な基準を設定すれば、現場での実験や自立した思考力などすべてのアーキビストに求められる資質や能力を生かすことが不可能になるであろう、というのがこのアーキビストの主張である。

このように初期段階にあったアメリカの概念は1956年、セオドア・シェレンバーグによって根本

的に解釈の見直しが行われることになった。彼は、より広範囲にわたる研究者のニーズを網羅できるよう、記録の選別を行政機関にのみ委ねるとしたジェンキンソンの考え方を拡大しようと試みたのである。もし第三者である研究者が記録を利用することができれば、その記録には価値が生まれることになる。記録の利用法を想像もしくは予測することができなかつたり、記録の保存費用を正当化しにくくなつたりすれば、その記録には使い道がなくなってしまうのである。シェレンバーグは、著書の中で次のように述べている。

「近代のアーカイブズは、記録の作成者よりもむしろ第三者が利用することを目的に保存されており、これらの記録にどのような…研究的価値があるかを十分意識して保存するかどうか決定しなければならないことは明らかである。政府が自らの業務を達成させるために保管している記録が必ずしもアーカイブズであるとは限らない。アーカイブズとは、該当する文書を作成もしくは蓄積した理由以外の何らかの理由で保存する必要がある文書のことである。こうした理由には、公共的および文化的の両方が考えられる。」



シェレンバーグは、記録が保存されてきた方法が、記録の価値評価、ならびに価値の高い記録の中から公文書館に永久保存するものを選別する作業を容易にすることに、著しい影響を及ぼすことになる、と指摘している。したがって、アーキビストはより効果的な記録管理システムを構築するためレコード・マネージャーとより緊密に連携し

て作業にあたるべきである、というのがシェレンバーグの見解である。さらにシェレンバーグは、記録の一次的価値（つまり、政府および行政機関にとっての価値）を決定する際には政府機関の担当者が中心的な役割を果たすべきであり、アーキビストは二次的価値（つまり、研究にとっての価値）の決定について主要な責任を負うべきである、としている。

英国のジェンキンソンは、一時的および二次的価値に対するこうしたアプローチを全面的に支持していたわけではなかった。このアプローチは、証拠であるアーカイブズと もっと広汎に利用されているアーカイブズのいわば折衷案であった。しかし、シェレンバーグが提唱したこのアプローチは、米国で広く採用されるようになり、カナダやオーストラリアをはじめとする英語圏のほとんどの国に多大な影響を与えることになったのである。

価値を決定するにあたり広汎な利用者中心のアプローチを採用したことは、改革に向けた重要な第一歩となった。しかし、公文書館は依然として、1つの少数グループもしくは複数の利用者グループによる影響を免れることができなかった。大学院で最近のどのような歴史的研究が流行しているかによって、アーキビストには該当する歴史的研究に関連した記録を収集するよう圧力が働くことになる。大学課程において歴史学もしくは歴史学と密接に結びついた社会科学を専攻していたアーキビストには、自然科学、医学、環境またはその他の判断基準のニーズに基づき利用法があるか否かを判断することは不可能なのである。

1974年、米国アーキビスト協会の会長であったジェラルド・ハムは、利用者中心のこうした見解を見直そうとした。彼は、次のような疑問を投げかけたのである。

「これほど無作為で、断片的で、組織性を欠き、ほとんど偶発的であるとさえいえるような選別プロセスを広く採用している情報収集分野が他にあるだろうか？」その結果として、「アーカイブズの所蔵資料は、広範囲にわた

る人間の経験ではなく、ごく限られた研究上の関心を反映しているにすぎない場合がほとんどである」

電子媒体による記録がこれまでまったく評価されることなく作成・廃棄されてきた方法についても懸念を持つようになっていたアーキビストは、こうした利用者重視の記録の評価方法についても疑問を抱くようになった。このアプローチでは、記録を作成した目的やシステムよりも旧来の紙媒体の形態をとる最終生産物に主眼が置かれていたため、アーキビストの間には、記録を実際に作成し、記録している決定事項を解釈した組織や個人ではなくレコード・マネージャーとのみ連携を図ろうとする傾向がみられた。

このようにアメリカのアーカイブズ論者によって相次いで表明された懸念は、ドイツとオランダのアーキビストの意見を反映し始めたものである。この2国のアーキビストは、記録そのものを検証するよりも前に、検討すべきもっと重要なことがあると主張していた。

1991年、オランダのアーキビストであるハンス・ブームズは以下のように主張した。

「私が基本的に前提としているのは、社会が共有すべき記録遺産を形成するにあたり、まずアーキビストがなすべきことは、何を保存し、何を廃棄するかを決定する以前に、該当する記録の価値を決定することである。少なくとも20世紀にはいつてから明確になったことが1つある。すなわち、アーキビストはすべてのものを保存することは不可能である、ということである。」

この評価理論は、記録を作成した社会における価値、概念および傾向に直接関わり、これらの要素を記録そのものの評価選別方法へと変換することを基盤にして確立されたものである。この理論では、評価選別に関するあらゆる理論の核心は記録ではなく社会にある、としている。この理論は、記録を実際に作成している行政機関の価値観を社会プロセス重視の価値へと変換させることになっ

た。

記録には一次的（行政機関および政府）および二次的な（研究者）利用価値があるとしてアメリカ人のシェレンバークが提案したモデルに代わって、この理論では、社会におけるもっとも重要な構成要素はもちろんのこと記録を作成した機能やプロセスについても検討している。これらの要素をすべて統合すれば、社会における人間の経験の範囲が示されることになる。そしてこれこそが文書化すべき事柄なのである。この理論は、「マクロ評価選別」と呼ばれた。

こうしたマクロ的な評価選別モデルは、アーカイブズとして歴史的に価値が高い記録を作成する可能性がある組織の機能や活動に関して、その結果として生成された記録を本来の伝統的な基準を用いて実際に評価選別する前にまず解説しようとする試みである。ここで前提となるのは、ほとんど例外なく、価値は記録だけではなく現代社会で何が重要かという理論にも見出すことができるといふ点である。記録を評価する場合、アーキビストはこうした価値についての評価も考慮に入れることが必要である。

行政機関の機能や構造はともに、該当する行政機関が様々な事柄を文書化する理由を構成しているのである。記録を作成している行政機関は二次的機能を担っており、要請された二次的機能を遂行するため数々の二次的構造を構築している。こうした状況に鑑み、かかる二次的機能を遂行するのに必要な文書類を整理、提供する情報システムが必要となっている。このシステムを通じて作成された記録は、最終的にはレコード・マネージャーとアーキビストが共同で評価選別することになる。したがって、もっとも重視すべき点は、記録そのものではなくその作成者である。記録の出所は、物理的な記録そのものではなく、むしろ記録作成という行為を基準にして判断される。

このため、記録の作成者は、アーキビストとレコード・マネージャーの指針に沿って、以下の質問に答えることが必要である。

- そもそもこの記録はなぜ作成されたか？この質問は、該当する記録の内容を問うものではない。
- この記録はどのように作成され、当時の利用者はこれをどのように利用したのか？この質問は、該当する記録を将来の利用者がどのように利用するかを問うものではない。
- この記録は作成者が有するどのような機能および権限を裏付けているか？この質問は、該当する記録の内部構造および物理的な構成を問うものではない。
- 何が起きたかについて文書化すべき事柄にはどのようなものがあるか？この質問は、どのような文書類を保存すべきかを問うものではない。
- どの記録を作成する行政機関が重要なのか？

これは、カナダのアーキビストであるテリー・クックがマクロ的評価選別に関する数多くの論文で提唱している仕組みである。この仕組みが西欧諸国（とくにオーストラリアで）のアーカイブズ論と実践法に関する概念に影響を与えることになったのはかなり後になってからである。そのほかにも、「オーストラリア記録管理国内標準」、さらには新しい「国際標準規格」の策定にも多大な影響を及ぼすことになった。



さてここからは、私が勤務するオーストラリア国立公文書館における最近の変革と評価選別基準が、国際的傾向の変化をどのように反映しているかについてお話ししたい。

オーストラリア国立公文書館では、どの記録を国家アーカイブズとすべきかを検討する際に、評価選別担当者が考慮すべき5つの目的を特定している。国家アーカイブズに選別される記録は、この5つの目的のうち最低でも1つは満たさなければならない。これらの目的は、文書の形式や媒体に関わらず、すべての記録に適用されている。

オーストラリア国立公文書館はこの5つの目的を設定するにあたり、国民が、行政の記録には様々な脈絡で価値もしくは意義があり、範囲の狭い評価選別基準を適用すべきではない、と考えていることを認識した。これを受けて、オーストラリア国立公文書館では、行政的あるいは機能的に重要な意義があるか、その他の意味で重要もしくは有用な記録であれば、それを国家アーカイブズとして選別するという方針を採用している。ただし、法律で定められた公文書館の役割においては、政府の活動を文書化する記録に関して最優先に検討するよう求められている。

評価選別の際考慮すべき目的

5つの目的に当てはまる記録は、該当する活動、政府および政府機関に対して該当する活動を遂行するよう要請する権限、該当する活動をどのように達成したのか、該当する活動に誰が関与し、影響を与えたのか、ならびに該当する活動の成果の内容と程度について十分な説明がなされているものでなければならない。最初の4つの目的は、「オーストラリアとその国民を統治する」という機能的な意味合いに関するものである。5番目の目的には、その他の意味で重要な意義を有するとされる記録が含まれている。

第1の目的は、次のとおりである。

政府および政府機関の主な機能やプログラムおよびオーストラリアを統治するうえで直面した、重大な課題に関する政府および政府機関の審議、決定および行為に関する簡潔な証拠を保存する

この目的に関連して、我々は国家全体に影響を与えた問題に関連する決定および活動をもっとも適切に伝える証拠資料となる記録に主眼を置いて

いる。選別された記録には、該当する活動および決定の背景、根拠および成果を文書化したものが含まれる。

行政機関の機能、プログラム、課題ならびに関連する決定および活動の重要性は、下記の事項と関連付けながら評価するものとする。

- 政府または政府機関の業務管理において、どの程度重要であるか（または重要だったか）
- オーストラリアの国内問題および国際問題に対して実際に与えているか、将来与える可能性がある影響（好影響か悪影響かを問わず）

重要性についての評価は、関連する記録に基づいて決定される。行政機関の機能および活動が社会的に注目すべき問題もしくは重要な意義を有する問題と常に関わる場合には、該当する機能を果たすうえで作成された記録をすべて保存することができる

第2の目的は、次のとおりである。

政府および政府機関の権限、基盤および構成組織の起源に関する証拠を保存する

オーストラリア国立公文書館では、政府および政府機関の仕組みと機能遂行を裏付け、それぞれの管轄権、義務および権限の本質と範囲を定義した記録に主眼を置いている。

第3の目的は、次のとおりである。

オーストラリア国民とこれを取り巻く環境の保護および将来の福利にとって不可欠であると認められる情報を記載した記録を保存する

こうした記録に含まれると我々が考えているのは、健康・安全、国家安全保障、社会的連合および環境管理といった問題に関する効果的な計画立案、意思決定および知識の移動に関するものである。これらは中央政府が現在かつおそらく恒久的に必要とする代替不可能な唯一の情報である。上

記の目的のために利用される記録の内容は、明確に示さなければならない。

第4の目的は、次のとおりである。

オーストラリアとその国民が置かれている状況および状態、政府の活動が国民に及ぼす影響ならびに国民と政府の相互作用を実証する特別な特徴を持った記録を保存する

4番目の目的は、政府の主な機能やプログラムの実施およびその影響を実証するか、もしくは特徴付ける記録に主眼を置くことである。該当する記録には、日常のおよび例外的な事例（特定の個人の経歴などを含む）がともに含まれる。該当する政府の機能やプログラムが政府の中で、あるいはオーストラリアの発展や地域社会にとってきわめて重要な意義があったか、現在も重要であることが明白である場合には、一連の事例記録の全過程を保存することができる。

第5の目的は、次のとおりである。

オーストラリアの歴史、社会、文化および国民に関する様々な側面の知識と理解を深めるうえで、重要な内容を持った記録を保存する

政府の記録は政府の活動から生成され、かかる活動を文書化したものであるが、機能面以外の関連から重要性がある場合もある。たとえば、建設プロジェクトの通常の承認を文書化した記録は、建築的な重要性から後世において有名になる建築物に関連したものかもしれない。ここで言う記録の重要性は、政府の管轄が及ばない外部組織から発生するものがほとんどである。

オーストラリア国立公文書館では、それぞれの事象、現象、個人、場所もしくはテーマとのコンテキストから記録が有する重要性について、評価選別担当者や利害関係者が行う評価も考慮に入れている。機能的なコンテキスト以外であっても、歴史的、社会的、芸術的、科学的、学問的もしくは技術的に重要な意義があると私たちが納得する記録であれば、我々はこれらを国家アーカイブズ

として選別することになっている。広範な地域社会の利益に資するような記録についても優先的に検討する予定である。

上記の記録以外にも、オーストラリア社会が記録やそこに記載されている情報に重要な意義があると判断したことを理由に保存される記録類もある。こうした状況は、例えば利用率が依然として高いこと、あるいはオーストラリア社会が担当当局に対して重要性を表明することなどによって判断される。

現用記録管理に関する問題

現用記録管理に関してもいくつかの問題が存在している。こうした問題の一部は技術的な性質のものであり、記録の保存および廃棄に関する国立公文書館の決定にも影響を及ぼす可能性がある。記録に信頼性が低いとか、不完全であるとか、あるいは閲覧不可能であるといった重大な技術的欠陥がある場合、オーストラリア国立公文書館ではかかる記録の廃棄を決定することがある。

その他の要素が同じであると仮定した場合、我々は、技術的に適切な記録を最優先に保存することになっている。技術的に適切な文書類とは、完全で、信頼性が高く、信憑性があり、かつ閲覧可能な文書のことである。組織、機能かつ現用記録管理の点からみた記録の持つ意味合いについて十分な情報が存在していることも、選別の重要なポイントになると思われる。記録管理の国際標準規格を遵守しており、完全かつ正確な記録の要求事項をすべて満たしている現用記録管理戦略に基づくかどうか、検討要因の1つである。我々が評価している分野には、以下のものが含まれている。

- 出所と真正性 - 記録が本来あるべき状態であるか否か
- 一体性と完全性 - 記録が意図的もしくは偶発的に不正な閲覧、改変もしくは削除を回避すべく安全に維持されているか否か、かつ、内容だけでなくコンテキストと構造を備えているか否か

- アクセスが可能かどうか、および利用の利便性
- 保存の可能性 - 不要な代替作成や劣化を回避したり、コントロールしたりすることが技術的に可能であるか否か
- 現用記録管理との相互関係と依存関係 - たとえば、記録を閲覧可能で有意義なものにするにあたり他の記録類や資料の存在に依存しているか否かなど
- 記録維持のリスク（費用を含む）

オーストラリア国立公文書館では、評価選別の決定の指針としてこれらの基準と5つの選定目的を使用している。選別の決定は、国際標準規格が推奨する評価選別モデルの枠組み内で行われるものとし、国家アーカイブズとして選別されなかったとしても、業務上のニーズ、説明責任上の要件、および地域社会の要望があるかぎり、記録は保存されるべきである。

評価選別に対する3つのアプローチを要約すると以下のとおりである

第1番目の評価選別論モデルでは、作成者が記録の「価値」を決定し、アーカイブズの評価選別を行うことを認めている。これは、ヒラリー・ジェンキンソンによって提唱されたアプローチであり、現在にいたっても依然として支持者が存在している。このアプローチの利点は、該当する記録およびそれを生成した機能や活動にもっとも精通している者に評価選別を認めているという点である。この結果、これらの活動を記載した最適な記録を他の文書類から切り離すことができるので、時間の経過とともに膨大な記録が自然に淘汰され、本質的な中核もしくは最低限必要な文書類のみが残ることになる。前提となっているのは、該当する事象や問題に関わった本来の関係者がかかる問題を十分に理解しているため、選別の決定はかかる関係者が行うのが最適である、という認識である。したがって、自然に淘汰された記録が残ることになる。アーキビストはしかるべき時が来

た時点で、これらの残った記録を収蔵庫に移し、永続的に保存することになる。ただし、このアプローチは、記録作成機関がその機能や活動の点で相対的に安定性があり、小規模で、複雑ではないこと、行為や事象が機関特有であり、伝統的にタテ型の官僚機構内で狭義にかつ明確に焦点を絞り込んでいること、ならびに、「小規模」、「安定性がある」、「焦点を絞り込んでいる」、「中央集権的である」といった特徴が該当する機関の記録手段や現用記録管理および職員や職員配置にも反映されていること、が前提となっている。しかしながら20世紀後半になると問題が起り始めた。西欧各国の大部分の記録作成機関において次第に上記の条件が満たされなくなり、ついにはこのような前提条件がまったくあてはまらなくなったからである。

評価選別論に対する第2のアプローチでは、利用者のニーズ（実際もしくは予想）に即して記録の価値を決定することを認めている。セオドア・シェレンバーグと彼の後継者であるアメリカのアーキビストによって論じられ、20世紀後半から少なくともつい最近までアーカイブズの世界の大半から支持を得ていたこの第2のアプローチは、広範な研究者のニーズを考慮しながら、ジェンキンソンによる行政機関に偏った選別をより広い範囲に広げることを目指していた。これは、記録の価値判断に対するきわめて広範なアプローチである。つまり、研究者が記録を利用することができれば、その記録には価値がある、ということである。ある記録が利用されることを想定もしくは予想することができなかつたり、その記録を使用するのに次第にリソースが無くなつたりした場合には、その記録には価値がないということになる。シェレンバーグは、一次的および二次的利用など記録を利用する様々なカテゴリーを打ち出し、二次的に利用する場合は、証拠資料、法務、財務およびとくに情報研究において価値がある、と指摘した。シェレンバーグは、社会と二次のカテゴリーに属する研究に重点を置いたが、そのような観点からアーキビストとライブラリアンとの間、さらには団体や機関のアーキビストと、個人のマニュスクリプトを扱うアーキビストとの間の橋渡しを行うため、ジェンキンソンをはじめオランダや

他のヨーロッパ諸国のアーカイブズ論者よりもはるかに多く課題に取り組もうとしたことは賞賛に値する。研究者が記録に利用価値を見出したのであれば、社会が感じていたニーズを該当する記録が満たしたと想定することができる。さらに、シェレンバーグによって恩恵を浴した歴史学者は、それぞれの研究の中で社会の傾向も間接的ではあるが反映することになったのである。

第3の評価選別論の基盤となっているのは、記録の作成時に存在していた価値や傾向を直接的に決定し、かかる価値や傾向を評価選別方針および方法論へと転換する、という点である。すべての社会（その中に存在するアーキビストを含む）は、社会が構築され機能を果たしていく過程、および個々の市民もしくは市民グループがそれぞれの社会とどう関わりあったか、に対して、規模の大小を問わず何らかの価値を付与している。社会の個々の機能に付与された価値が今度は、関連する記録のうちどれをアーカイブズとするか否かを決定しているのである。テリー・クックをはじめとする一部のオーストラリアのアーキビストが提唱した評価選別論では、その社会において行われている機能やプログラム、および活動を特定することを通じて、またその機能やプログラムに影響を受けているクライアント、顧客、市民もしくはグループを明確にすることによって、アーキビストがこうした社会における価値を決定することができる、と主張している。第3のアプローチを採用したアーカイブズの評価選別論は、それを作成した行政機関とその活動ならびにかかる機関と活動の間の相互作用もしくは相互関係を探り出すものであり、他の選別論と比較した場合に、機能・組織的要因に対してより重要な意義もしくは「価値」を付与するものである。このため、第3のアプローチは、「機能的評価選別」として知られている。オランダのアーキビストであるハンス・ブームズは、機能的なコンテキストからみた記録の作成と、現代における利用が価値を確立するのであり、記録の「出所」に基づいた評価選別方法である、と述べている。このアプローチではまず、記録そのものではなく機能について検討することから「トップダウン型」アプローチとしても知られている。従来、アーカイブズの評価選別とは記録の価値を

決定することであったため、最初に機能の価値を決定するこのアプローチは、「マクロ的評価選別」と呼ばれている。

評価選別すなわちアーカイブズの価値を判断することが、公文書館における実践に取り込まれるようになったのは、比較的最近になってからのことである。記録管理者は、アーカイブズが最初に作成されて以来ずっと、記録の山からアーカイブズを選別する作業を行ってきた。フランス革命以降、西欧社会に公共の国立公文書館が設立されたことによって、行政機関の管轄下にある記録管理担当者と国立公文書館のアーキビストが明確に分離されることになった。最初のうちアーキビストは、行政機関が選別した記録をそのまま受け取ることに満足しており、純粋に記録の保管者としての見地から、記録を保存、編成し目録を記述することがアーキビストとしての役割であると捉え、これらの記録を閲覧に供してきたのである。こうした役割を果たすことを目的に、アーキビストは「出所の原則」と「原秩序尊重の原則」に代表される記録の本質的な特徴に基づく理論体系を確立した。時間の経過とともに、行政上の業務が著しく複雑化し、より多くの記録（およびアーカイブズ）が作成されるようになったため、一部のアーキビストは、選別プロセスに対するコントロールを強化しようと試みるようになった。これに成功したアーキビストは次に、権限が強化された新たな役割を遂行するのに必要な理論や経験をすでに備えていることを実証することが必要になった。アーキビストのなかにはこうした役割に関して、伝統的なアーカイブズ論に相反するものであり、これまで永久保存記録に対して負っていた責任の少なくとも一部につき行政機関を解放するものであると見る向きもあった。

西欧社会では、歴史学者など1つのグループが有する権利、特権および影響力を非常に問題視する傾向が一般的に見られるようになり、アーカイブズの選別も次第にこうした傾向の影響を受けるようになってきた。評価選別の決定は、社会全体にとってより広範かつ公平な関心を反映するよう下すべきである。アーキビストも、時代の如何を問わず、社会で何が起きたかを社会に反映させる

ことが自分たちの役割であると考えようになってきた。将来の歴史学者に価値がある歴史資料を伝えることだけがアーキビストの役割であるとは考えなくなったのである。ある世代を生きる人々が、後世においてどの記録が必要になるかを予想することは不可能である。政府がどのように運営され、政府が何を行ってきたかについてはこれまで膨大な研究が行われてきた。少なくともここ30年余りについて言えば、政府の決定が一般国民（「専門家に対して）市井の人々」と定義された）にどのような影響を及ぼしたかについての研究が西欧社会の趨勢であった。驚くべきことではないが、これに関する証拠記録が公文書館にはほとんど存在していない。なぜなら、こうしたアーカイブズの評価選別を決定してきた者は、かつて自分たちが学んできたものに基づき選別を行っていたからである。すなわち戦争や革命および飢饉や災害といった大きな社会変動、ならびに社会が自らを管理する方法への取組みに起こった変化、などに関するものを選別してきたのであり、西欧社会のほとんどの公文書館には、こうした出来事に関して未だに目に触れることなく眠っている記録が数多く存在しているのである。



1988年、南アフリカのアーキビストであるパム・ウェルニヒはその著書の中で、アーキビストとしての使命はまさしく「記録遺産の未来を形作る」ことである、と指摘している。アーキビストは、「社会生活のどの要素を後世に伝授すべきか」を決定するのであり、「膨大にたまった公文書のなかから保存すべき記録を選別するというのは、専門家としてもっともやりがいのある仕事であ

り、公文書館の活動としてもっとも重要な分野である」とも述べている。

私の友人であるテリー・クックは、アーカイブズに関する私自身の考えにこれまで多大な影響を与えてきた人物である。その彼が1999年に次のように書いている。

「専門家として、私たちアーキビストは、この〔評価選別という〕作業には継続的な重要性があることを認識しなければならない、私たちはまさに文字通り、アーカイブズを創り出しているのである。私たちは、何を記憶にとどめ、何を記憶から消し去るかを、誰が一般の目に触れ、誰が人目に触れることなく埋没するかを、誰に影響力があり、誰になかったのかを決定しているのである。」

現在では数多くのアーキビストが、将来の研究を予想することは不可能であるということをお口にできるようになった。私たちはこれまで常に誤った判断をしてきたことを知っている。自分たちでは予測したつもりでも、せいぜい将来の世代に伝えることができるのは、現在の私たちが社会において何が重要であると考えていたかということである。だからこそ、アーキビストは、他の行政機関や専門家とも積極的に協力しながら、記録の作成者、かかる作成者が担っていた機能、プログラムおよび活動と、これらの機能、プログラムおよび活動が社会全体に及ぼした影響との間の関係を分析していく必要がある。

ご静聴に感謝する。